

保護者各位

日本女子大学附属高等学校・中高事務室

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)の申請手続きについて
【2024(令和6)年7月～2025(令和7)年6月分・全学年対象】

1 申請対象となる方(必ず確認してください)

保護者等の2024(令和6)年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる)」(父母合計額)が、304,200円未満の方が対象になります。

対象かどうかわからない場合、判断に迷う場合は必ず申請を行ってください。

(申請しなければ、受給対象となる場合でも受給することが出来ません。)

2024年4月に申請を行った1年生も、今回改めて申請が必要です。

2 申請対象と考えられる方はオンラインで申請を行ってください(申請しない方は手続き不要です)。

■2024年7月1日(月)23:59までにオンライン申請を行ってください。(申請する方のみ)【厳守】

オンライン申請いただいた内容を本校から一括して提出するため、申請期日は厳守となります。申請期日に遅れた場合はいかなる理由でも受け付けることが出来ませんのでご注意ください。

■申請にあたり、必ず本校ホームページの「【全学年対象】就学支援金の申請について」をご参照ください。マニュアル等の参考資料も当該ページから閲覧・ダウンロードできます。

URL: <https://www.jwu.ac.jp/hsc/office/scholarship/2024/shugakushien202406.html>

QRコードはこちら→



▼申請の流れは以下のとおりです。詳細は必ず該当するマニュアルをご参照ください。

①ログイン

お手持ちの「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードで「e-Shienシステム(申請サイト)」にログインしてください。

☆申請サイト URL: <https://www.e-shien.mext.go.jp/>



←QRコードはこちら

②「e-Shienシステム(申請サイト)」ログイン後の流れ

【現在就学支援金を受給している場合(2・3年生)・受給資格認定を受けた場合(1年生)】

まず「継続意向登録」を行い、次に「収入状況届出」又は「保護者等情報変更届出」を行います。転居した場合や、前回申請時と異なる所得確認方法を使用する場合(例: 前回は個人番号を入力、今回は自己情報、など)は「保護者等情報変更届出」を使用します。

【現在就学支援金を受給していない場合(2・3年生)・受給資格認定を申請する場合(1年生)】

まず「意向登録」を行い、次に「受給資格認定申請」を行います。

▼ご入力いただいた内容について、本校から問い合わせを行う場合があります。普段お使いのメールアドレス及び携帯電話番号が「収入状況届出/保護者等情報変更届出」の「保護者等情報」画面で入力されているかご確認ください。未入力の場合はご入力いただきますようお願いいたします。

【2ページに続きます】

▼所得確認を「自己情報」(マイナンバーカードをスマートフォンやパソコンのリーダー等にかざす方法)により行う方、転居された方、保護者が海外居住の方についてはそれぞれ留意事項があります。本校ホームページに記載していますので、必ずご確認ください。

▼生活保護世帯の方は2024(令和6)年1月1日時点で生活保護を受けていることが分かる「生活保護受給証明書」の提出が必要です。e-shienによる申請とは別に、申請期限までに受給証明書を中高事務室へご提出ください。

3 基準税額・補助額

【2024年7月～2025年6月分】今回の申請では2024年7月～2025年6月の12か月分が対象です。

2024(令和6)年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」*政令市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる	補助額
生活保護世帯又は 154,500円未満世帯	月額33,000円
304,200円未満世帯	月額9,900円

4 その他・就学支援金以外の主な学費等補助制度について

- ※ 「ログインID通知書」の配布は入学時1回限りです。紛失した場合は本校へ再発行を申請してください。再発行依頼書は本校ホームページに掲載しています。
- ※ 「学費補助金」は別にご案内します。申請漏れがないよう必ずご確認ください。
- ※ 東京都の「授業料軽減助成金」「奨学給付金」(東京都在住者対象)は、申請者が東京都私学財団へ直接オンライン申請を行います(本校を通しません)。制度の詳細は東京都私学財団の案内ページをご覧ください。希望者には本校中高事務室でチラシを配布しています。その他の道府県在住の方が対象の助成金等については各自自治体へお問合せください。
- ※ 就学支援金の支給が決定した方には、後日支給額を学費口座へ返金いたします(2023年度は12月頃)。手続方法は別途ご案内いたします。
- ※ 2023年4月より通常の就学支援金制度とは別に「高等学校等就学支援金の家計急変支援制度」が創設されました。制度の概要は本校ホームページに掲載の資料をご参照ください。当該制度の利用を希望する場合は、通常の就学支援金制度をe-shienシステムより申請いただいたうえで、個別に中高事務室までお問い合わせください。

■本件についてのお問合せ先

<就学支援金の内容、申請基準等について>

神奈川県私学振興課 電話：045-210-3793(直通)

<本校への提出方法等について>

日本女子大学中高事務室 就学支援金担当

※本校へのお問い合わせはメールにてお受けいたします。送信の際は件名を

【就学支援金問い合わせ ○年○組生徒氏名】として、以下のメールアドレスへ送信してください。

メールアドレス：n-fuzokuh@atlas.jwu.ac.jp (返信は原則として平日のみとさせていただきます)。